

令和 8 年 2 月

お客さま 各位

上越信用金庫

教育資金一括贈与専用普通預金のお申込期限について

平素より上越信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2025 年 12 月 19 日公表の「令和 8 年度税制改正大綱」において、「教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置」については、適用期限を延長せず、2026 年 3 月末をもって終了する旨の公表がありました。

上記公表をうけ、当金庫では、教育資金一括贈与専用普通預金の口座開設および追加預け入れの申込期限を下記のとおりとさせていただきます。

なお、新規口座開設等のお手続きにはお時間を要するため、ご検討中のお客さまはお早めに、営業店窓口へご相談くださいますようお願い申し上げます。

記

1. お申込期限日

| お申込内容 | お申込期限日 |
|--------|--------------------------|
| 新規口座開設 | 2026 年 3 月 19 日（木） |
| 追加預け入れ | 2026 年 3 月 31 日（火）15 時まで |

2. ご注意事項

- ・ 新口座開設のお申込みに内容の不備等があった場合は、教育資金一括贈与の手続きは完了となりません。
- ・ 口座開設完了後、贈与資金のお預け入れ期限が上記期限までに完了しない場合、贈与税の非課税措置の適用を受けることができませんので、予めご了承ください。
- ・ お申し込み手続きには時間がかかるため、事前に来店予約をお取りいただくようお願いいたします。

以 上